

魏字に関する一考察

—その異体字について—

〈目次〉

はじめに

一 北魏前期の漢化政策

1 平城時代の学校教育

3 2 書法

二 「魏」字の異体字

1 「魏」字について

2 石刻の「魏」字

おりに

中田正心

はじめに

西晋は、わずか二十四年間の統一国家で、建興四年（三一六）に消滅した。その後、江北から西域にかけての地は、五胡十六国時代となり、小国の興亡が目まぐるしく展開される舞台となつた。

その十六国の一、鮮卑族の拓跋珪は建国元年（三八六）春正月、代國の代王になつた。そして、夏四月になつて、国号を魏とし、魏王と改称した。これが、都を盛樂に置く北魏である。

ところで、北魏の国号の「魏」字の楷書体が、この時期に種々に書かれ、その異体が殊の外多いことに驚かされる。たしかに、三国時代に楷書は発生して、この南北朝には、すでに、充分に普及していたものと思われる。それだけに、北魏という一四八年間で、「魏」字のさまざまな姿を生み出したのであろう。

そこで、『北京圖書館藏中國歴代石刻拓本匯編』に収載されている「魏」字を、「魏」字を頂く北魏から西魏の滅亡までの間に限定して採拾した。そして、これら「魏」字の異体字が多く使用された要因を、明らかにすることである。そのために、北魏の姿勢を決した首都平城時代、所謂、北魏前期の政策の面、就中、学校教育と仏教の受容の両面から、考察を試みることにする。

一 北魏前期の漢化政策

拓跋珪は、許謙と張袞という二人の漢人士大夫を、任用していた。彼等の助言もあって、建国（三八六）と年号を定めて、代國の支配者、代王に即位したものの、三ヶ月後に、国号を魏と改め、魏王と称した。

魏王が河北平原の後燕国を滅ぼしたのは、それから十一年後の皇始二年（三九七）十月であった。この

後燕は、魏王の北魏と同じ鮮卑族の慕容垂が建てた国である。後燕の鮮卑人は漢化が進み、農耕をもつて定住をしていて、その都中山は、まさに、漢文化に彩られた華麗な都市である。

後燕に仕えていた漢人士大夫の崔玄伯・鄧淵の一族は、魏王のもとに迎えられた。これら、新しく加わった人びとの進言もあつたのである。魏王は天興元年（三九八）秋七月、都を平城に遷し、自らを道武帝と称して、皇帝となつた。今後、列国と霸権を争うには、都を塞外ではなく、万里の長城の内側に位置しておかなければならぬ。このことは必須である。

平城が長城の内側といつても、山西北部の塞北の地、しかも、海拔一〇〇〇メートル近い高地にある寂寥たる原野に、都を造営しなければならない。それはあまりにも悪条件を伴い、全てにおいて、困難を極める事業であつた。そこで、平城に後燕の都中山の人材を、強制的に移すことを行つた。

太行山脈の東側の六州から官吏や人民を、また、現在の遼寧の地の北方諸種族や高麗、あわせて三十六万人、それに、技術者十万人を平城に移住させた。この人数に問題があるとしても、⁽¹⁾都市の建設には、このように、他から人間と物を移すのが、効率的であると判断したのであつた。

かように性急に求める、平城という都市での北魏人の営みは、自分達鮮卑族の歴史と伝統に基づく社会ではない。それより、かえつて、それを否定し、抹殺して、漢人社会をつくることであつた。その顕著なもの一つとして、漢字の修学と使用がある。

そこで、ここでは、漢化政策として、漢人社会で行われて来た学校教育の実施と、仏教の受容に関する二点を、とりあげてみる。なお、仏教の信仰は一概に、漢化とは言えないであろうが、しかし、西域と異なり、華北の地では、仏典は漢訳されたものである。まして、小論で問題とする写経は漢字が素材となることから、仏教の受容も、この項に立てるることにする。

1 平城時代の学校教育

道武帝は、後燕国を滅ぼした翌年の天興元年（三九八）に、華北平原の巡回から帰つて、秋七月に、平城への遷都を決行した。そして、四カ月後の十一月には、新都平城に中央学校を、開設することとした。⁽²⁾

道武帝は漢人文化を受容し、その影響によつて、後魏⁽³⁾すなわち、北魏を建国できたと自覚しており、特に、漢人社会の根幹である教育の重要な性を認識していた。実は、道武帝が漢文化を重視するのは、遺伝であつた。道武帝の祖父の昭成帝（什翼犍）は若い頃、石勒の後趙國の人質として、都の襄國に軟禁されていた十年の間、漢文化を吸收することができた。國に帰り、即位して代王となつた什翼犍は、後趙の漢文化を取り入れたし、また、漢人を登用した。そして、孫の道武帝自身は、同じ鮮卑族の後燕国が営んでいた漢文化社会への、憧憬を抱いていたのであつた。

イ 国 学

中原の学制にならつて、中央学校である国学を都に設立して、五經博士を置くことにした。

天興元年（三九八）に、太学の学生の定員を千余人としたものの、翌天興二年（三九九）には、三千人に増員している。⁽³⁾これは、貴族の子弟を選抜して入学させる国立大学である。ところが、道武帝はそれぞれの鮮卑族の子弟を、強制的に就学させるが為であろう。たとえば、道武帝の天興年間に、太中大夫を挙げていた張蒲は清謹方正で功臣である。功臣の子は太学に入学が認められるとして、行い志操なる子の昭⁽⁴⁾は、入学が許可された。このように、功有つてというのは、あくまで鮮卑族が対象であった。道武帝にとっては、漢人社会機構による国政を推進しなければならない時である。それだけに、多くの鮮卑人が文字の世界、漢人世界を身につけることを願つていて了。

世祖太武帝の時、中書侍郎、驍騎將軍・儀曹尚書の任にあつた谷渾は正直で操行、富貴を驕らず、よつて、人びとは廉直な人と称えた。そのようなことから、谷渾の十五歳以上の子弟が、ことごとく中書学生として推薦された。⁽⁵⁾

太武帝の始光三年（四二六）に、城東に太学を別に設立した。これは、盧玄と高允が、州や群など地方の秀才を集める必要を説いたことに応えてのものであつた。⁽⁶⁾ ここでも、鮮卑族の貴族の子弟を入学させるものであつて、それによつて、平民の子弟の入学を取締ることとなつた。⁽⁷⁾ こうして、太学は経学を修めるところであり、就学人数を増加していった。それに伴つて、神䴥四年（四三二）には、漢人の士大夫を多数登用している。⁽⁸⁾ ひとえに、漢族の文化及び国政の経験を攝取するの一念であつた。

道武・明元・太武の三帝時代はこうして、大量の漢人士大夫を迎えて、建国の基礎を固めたことは言うまでもない。特に、太武帝は太延五年（四三九）に北涼を平定して、これによつて、華北を統一し、北魏王朝を確立した。この年の冬十月に、涼州民三万余家を平城に移した。⁽⁹⁾ この北涼は西域にありながら、漢族が經營する国家であった。そこで、文化の面では漢族の世界である南朝と交流していく。経学の方面でも本流にある士大夫が多いことから、太武帝は透かさず、これら経学者を平城に東遷させた。その中には、劉昞、索敵、張湛、常爽、江強等、北魏の教育学問に貢献した人びとがあつた。⁽¹⁰⁾

太武帝の太平真君五年（四四四）正月に、詔制が発布された。それは「学問教育を普及させて、風俗を整齊し、王から卿士に至るまで規範の社会の中にいなければならぬ。そのためには、卿士の子弟は、皆太学に学ばなければならぬ。しかし、それぞれの職人、そして身分の卑しい者の子弟は、それぞれの親の仕事を当然習わなければならぬことで、ゆめゆめ、私立学校を聽講してはならない。これに違反した者は、いざれも死罪とする」というものであつた。この段階では、統一事業も済んで、弓馬の世界よりは文事に勤しむことであり、卿士の子弟は全員太学に学ぶことであるとした。入学者が定員に達しないとこ

ろから、このような強行手段に出たのである。というのは、その後に、私学を禁じてゐるわけで、いわば、それだけ私学の受講者が多かつたということを裏付けていることになる。このような手段を用いてでも、太武帝は懸命に漢化政策に邁進することであった。それは、対峙する南朝があり、これを版図にする大事業を負っていた。漢人社会を制するには、少なくとも、それと同等の文化を持つことが、太武帝の目標であったのであろう。

口 石 經

『洛陽伽藍記』の報徳寺の項で、漢代に開學した国子学の建物の前の石經について述べている。¹² それによると、『春秋』と『尚書』が、篆書と科斗と隸書の三書体で石刻され、その数は十八碑である。他に、隸書で『周易』、『尚書』、『公羊』、『礼記』が刻まれて、四十八基を数える。

この『洛陽伽藍記』の記述する百年以上以前の、泰常八年（四二三）夏四月に、明元帝は望みが適つて洛陽に入り、この三体石經を觀てゐる。『魏書』本紀は「遂至洛陽、觀石經」と、至つて簡単な記述のため、明元帝がどのような印象を持たれたかは、不明である。

ところで、明元帝が三体石經を觀てから、約七十年ののち、おそらく、洛陽に遷都してからの話であろうと思う。この三体石經の字が不鮮明なために、文字を学ぶ者は劉芳に質問をするのであつた。そこで當時の人びとは、これを劉石經と名付けたといふ。¹³

この三体石經は、三国の魏の正始二年（二四一）に、『尚書』十三卷、『春秋』十二卷を刊刻したものであつた。しかし、西晋末期の永嘉の乱（三一二）で洛陽は焚滅して、都市機能を失い西晋は滅亡した。北魏に入つてみると、この石經は相当破損がひどかつたことになる。それだけに明元帝とすれば、このままでおけないはずであつた。ところが、明元帝はその年の冬十一月、三十二歳で崩じた。

それから二年後の、太武帝始光二年（四二五）三月に、
初造新字千余、詔曰：在昔帝軒、創制造物、乃命倉頡因鳥獸之跡以立文字。自茲以降、隨時改作、故
篆隸草楷、並行於世。然經歷久遠、伝習多失其真、故令文体錯謬、會義不懶、非所以示軌則於來世
也。孔子曰、名不正則事不成、此之謂矣。今制定文字、世所用者、頒下遠近、永為楷式。（『魏書』卷四
上世祖紀）

と。示している書体は、現在の呼称通りである。篆書と隸書、既にそれぞれの時代の公用文字として使用
されてきた。そして、隸書から派生した草書と楷書と、そして行書が、おのおの完成の域に達したといえ
るのである。

それにしても、『魏書』を著わした魏收の北斉の時代には、現代の楷書体をすでに「楷書」と呼んでい
たことを、ここに確認することができる。従来、楷書の古い資料として安周承平七年、また宋の元嘉二十一
六年（四四九）の書写である持世經第一跋（14）をあげていた。ところが最近、一九八四年に、三国吳の国の將
軍の墓から、木製の刺と謁が出土した。これには、楷書の条件である「三過折」を備えていることが判明
した。すなわち、刺と謁は、吳の赤烏十二年（三四九）の「馬鞍山朱然墓刺・謁」である。ここに、楷書
の成立は、一挙に、二百年も溯ることになった。そして、この北斉の時代には漢代からの公用文字の隸書か
ら、南北朝になつてその公用文字は、楷書に移行したことを物語るものである。にもかかわらず、書法の
世界にある者の場合、唐に入つても孫過庭はその著書『書譜』の中で、現在の楷書体を「隸書」という表
現を（15）している。これは、漢代からの公用文字の隸書（正書）に隸属する書体である楷書、と解釈しているか
らである。

それにしても、北斉の人が、隸書と楷書を明確に区別している点に感嘆する。
今、新たに制定された千余字は、永く標準書体とならなければならない。これを表記表現できる人物と

いうと、崔浩ということになる。彼は北魏を代表する書法家であった。⁽¹⁴⁾ また、太武帝の信任甚だ厚く、よつて崔浩の書による新字の規範文字が書かれた。ところが、崔浩は北魏の国史立銘事件で、太平真君十一年（四五〇）十一月六日に誅された。それに連座しての範囲は、姻戚から下僕まで一二八人に及んだ。⁽¹⁵⁾ 新しい文字がつくられてから、この事件までに二十五年を経ている。その時間の長さを思うと、当然、実力第一の崔浩の書は、石刻されていたはずである。だが、彼が誅されること、百人以上の人がともその責を負わされた。この規模を思うと、その石碑も、この世から全く消滅させられたのであろう。それに、広く流布した習字用の手本も今日、崔浩の書は一点も伝わっていない。⁽¹⁶⁾

ハ 地方学校

獻文帝の天安初年（四六六）に、相州刺史の李訢が地方に学校を設ける必要があることを請奏した。⁽¹⁷⁾ これに対して「書奏、顯祖從之」ことになつて、秋九月、「己酉、初立鄉学、郡置博士一人、助教二人、學生六十人」という規模であつた。

ここで李訢が願つたのは、鮮卑族の役人の子弟は学業に就き、經学芸術に通ずる必要があるということであつた。そして、それを可能にさせるものとして、この時勢になると、中原漢族の士大夫達は北魏王朝に従い、その求めに応じようとする姿勢に傾いてきた。そのことにより、役人の子弟の教育として、漢族文化吸收を促進するべく、北魏王朝と漢人が一体となつて行なつた。

それから少しくして、中書令の高允が召対したのは、郡国学に関する規定であつた。⁽¹⁸⁾ それは、教員構成とその資格、また、学生の入学資格等である。先ず、教員の構成は、大郡—博士二人、助教四人、学生一百人。次郡—博士二人、助教二人、学生八十人。中郡—博士一人、助教二人、学生六十人。下郡—博士一人、助教一人、学生四十人。次に、資格は、博士は博く經典に通じ、忠実で心が美しく人の師として堪え

うる者で、年齢が四十歳以上であること。助教は博士と同じ条件の、三十歳以上であること。ただし、若くして経学を修めた者は年齢を問わない。それに、学生の入学資格としては、人格が潔白で行は正しく謹しみ深く、郡の中で人望があり、儒教の教えに堪えられる者。先ず高門の次に中流の子弟とする。

この高允の具体的な建議は、獻文帝によつて採択され施行された。漢魏以来の諸王朝の旧い制度をみると、ただ、中央学校に博士、あるいは博士助教を置いているだけで、地方学校には博士を置くことはなかった。⁽²²⁾しかし、そうではなく、後魏がこの地方学校という制度を建てたのは、もとより地方の教育を重視することと、漢化政策を励行するため必要として、後趙の石虎の政策を取り入れての措置であった。

北魏が後燕、それに、北涼の平定によつて膨大な数の人びとを強制的に、都平城やその周辺に移住させた。そして、皇興三年（四六九）の「五月、徙青州民於京師」⁽²³⁾で、徙民政策は終了したのであつた。その拡大した国域を維持するために、鎮または州の下に郡を置いた。強大な軍事力をもつて、繁多に周辺を平定し続け、そして、徙民を実施してきて、たしかに、平城の充実ぶりは目を見張るばかりである。がしかし、各地は荒れ果てていた。それに、州や鎮には軍隊が置かれ、北方民族の社会であつて、都の空気とは大きく異なっていた。北魏の初期の皇帝達が、目指し実践してきた漢化政策の波及しない世界となつていた。

また、州やその下部の郡の長官や官吏が、私利私欲に現を抜かすなどの事例がここに至つて、急に浮上してきたのであつた。そこで、獻文帝は刺史を任ずる際には、必ず徳行、名望、忠信、正直などの備わった人格者であるかを確認することとした。⁽²⁴⁾このように、地方の官吏の資質が問われる時、地方貴族の教育の必要を認めるものであつた。それは、取りも直さず、北魏王朝の政治的安定には必須な事業であるがゆえに、それだけ、急務として求められたことになる。

二 私立学校

太武帝の太平真君五年（四四四）の詔令では、「不聴私立学校、違者師身死、主人門誅」と、私立学校を禁止している。禁止したということは、存在したのであって、しかも、大いに活気に溢れていた。

梁祚は趙郡で『公羊春秋』、『易』などを善く教授した。また、劉獻之は数百人、張吾貴はある夏に千余
人、劉蘭は二百名にと、それぞれ講じた。⁽⁴⁴⁾ 彼等は後燕の中山からの経学者達である。

また、神䴥四年（四三二）に河北の各地から人材を登用したグループがある。それが、張偉と高允である。張偉は中書博士を拝命するまでの神䴥四年以前に、太原で諸經を講じて、常に数百名の受講者を数えた。⁽⁴⁵⁾ 高允は神䴥三年（四三〇）に、家に還つて私学を開き、受講者を千余人集めている。

太延五年（四三九）に、北涼を平定した北魏は、涼州から漢人経学者をも平城に移した。その中の一人常爽は、太平真君元年（四四〇）に、学館を開き、門弟七百余名に講じた。⁽⁴⁶⁾ こうして、私学が盛んになつたことから、「私学禁止」という強行手段に出なければならなかつた。

私学はいかなる理由によつて、かくも繁栄したのであらうか。そこで、この点について、要因を二つあげてみることにする。

その理由の一つは、官職に採用されるための、能力の育成と機会を得ることである。文字を習字する中で、書法の訓練によつて書が巧みになる。この段階の事例として、時代は降つての話ではあるが、『顏氏家訓』に「廝猥の人、能書を以て抜擢せらるる者多し」⁽⁴⁷⁾ と、述べている。寒門の出の者でも、その書写の能力があることによつて、その登用される機会がある。因みに、この「廝猥の人」は『北斉書』儒林に名をあげる張景仁であるという。彼は学書して草隸に巧みになり、後主の緯の書芸の相手をし、後主に博士とよばれた。伝の最後に「倉頡以来、各種八体ともすぐれている」というだけ出世したのは、この男だけである。⁽⁴⁸⁾ と。北魏では、皇帝の側で、書記する録義から、下位は八書吏まで、文字を書くことを專業とす

る刀筆の吏の役割があつた。

国学太学、郷学など、学校制度が実施拡大するにともなつて、各学校に教官とし就職することである。その官職をえることを考えると、漢人による連帯意識を用いることが有利であつた。漢人の中心人物である崔浩は、漢人を多く国政の中核に入れていた。これは、彼をして、鮮卑族支配による、漢人国政北魏王朝を目指していた。その気運は下部にまで伝わり、官職へ有利な私学の門を叩く者が多かつた。

鮮卑族の公卿の子弟は、官学に入学を奨励されていた。そこで、鮮卑族の下級層、それに漢人の子弟は、漢人が經營する私学に向かつたのであつた。そして、文字を書く書記であれ、経書の解釈に拘泥するところの、義疏の学の虫になることでもいいのである。学んでいる間に、母親が心配して、官職の世界をあれこれとさがし求めるのである。北朝の女たちが着飾つて役所に出むき、わが子の役職をあざり、夫の昇進を交渉するようすを『顏氏家訓』は、「鄰下の風俗は専ら婦を以て門戸を持す。曲直を争訟し、造請逢迎し、車乗街衢に墳ち、綺羅府寺に盈ち、子に代りて官を求め、夫の為に屈を訴ぶ。これ乃ち恒・代の遺風か」と述べる。

それが念願がかなつて、官職についたとしても、北朝はその給料面で、決して樂をさせてはくれない。この点も、『顏氏家訓』は、南と北を比較していく、江南は「故に官を治めては則ち了せず、家を嘗みては則ち弁ぜざるは、皆優閑の過なり」⁽³¹⁾と、南朝の士大夫が政治と生活に、無頓着であったことを記す。これに対して、北朝は「兼ねて北方の政教厳切にして、全く隠退する者無きを以ての故なり」⁽³²⁾と。隠退などは、なかなか許してもらえない。僕約で地味な日びを送りながら、勤務は厳しい。劉畊は七十歳にしてようやく、故郷の西域に帰ることを許されている。そして彼は、隠居の身になつて、酒泉で私学を開いて、弟子を五百余人を持つにいたつた。⁽³³⁾

私学が盛んであつた理由の一一つめは、このように北朝の官吏は蓄えができず、劉畊のように、隠居の

身であつても、私学を開けるものは、経学を講じたのであつた。

2 書 法

中原や華北に、遊牧民族など漢人からみて、異民族が侵入して来ると、山東の郎邪の王導等のように、江南に流民となる者が多くなつた。これはまさに、民族の大移動そのものである。しかし、そのような状況の中で、南へ動き流れることをせず、この華北の地で、今日までの営みを保守しようとする漢人も少なかつた。

その中に、代表的な書法家の崔氏と盧氏がいた。

崔悅は晋の衛瓘と索靖の書を学び、後趙の石虎に仕え高官となつた。その子の崔潛は、前燕の慕容暐に仕えて、やはり高位をえた。崔潛の書は、時が移つて、北魏や東魏でも賞された。崔潛の子は崔宏で、後燕の慕容垂に仕え、その後北魏の道武帝にも仕えた。彼は道武帝の吏部尚書となつて、朝廷の文誥や四方への書檄でなければ、妄りに筆を染めなかつた。遺文も少なかつたが、尤も草隸（草書）をよくし、世の手本となる。また、行書（書簡体）は特に精巧を尽くしたが、今日その筆跡を見ない、と伝えられている。その子の崔浩は司徒の地位にあつて、著わした『急就章』は、多くの人びとが手本とするので、書き重ねること百余点に及んだ。浩の書は、その趣が先人と同格であると世人は宝にして、多裁割綴連しては模楷にしたという。³⁴⁾

一方、高祖盧志は晋に仕えて尚書をつとめ、曾祖父の盧諱は晋の遺臣のもとで従事中郎、後に後趙国に仕えながら、ともに鍾繇の書の法を伝えた。祖父偃と、父邈は後燕の慕容垂に仕えて、盧偃は營丘太守、盧邈は范陽太守をつとめた。そして、草書をも加えて家法としていた。盧玄は神䴥四年（四三一）に、太武帝が天下の儒者をひろく招聘した折の一人である。なお平城の宮殿の多くの額は、彼盧玄の孫の盧淵の

筆になるものである。^時

崔氏と盧氏という華北を代表する書法家が、北魏の初めに、一国に落着いて、家業を競うことになった。

崔・盧両氏は西晋が滅んで、北魏が華北を統一するまでの、五胡十六国の時代約一二〇年間を、江北の各地で家学の書法をもつて任じた。それが、慕容垂の後燕で両氏が一緒になったことが、この後、同時に北魏王朝に包含されることとなつた。

この両氏は衛瓘と索靖、それに鍾繇をもつて家学としている。衛瓘は張芝を慕つて、草隸を善くした。索靖は姻戚関係にある張芝を主軸にして、張芝の弟子の韋誕、それに鍾繇をも持つてした。鍾繇は八分、楷書、それに行書をよくした。よつて、両氏の書は張芝と鍾繇の系統にあると言える。

これに加うるに、衛瓘は河東、山西省夏県の出身。索靖は敦煌、甘肃省敦煌市の人で、鍾繇は潁川、河南省長葛の出身。張芝は酒泉、甘肃省酒泉市の人で、韋誕は京兆、西安市の人である。こうしてみると、西域の河西走廊から黄河流域の人びととして線が引ける。そのことが、かえつて、砂漠と草原と砂塵を舞台として興亡を繰り広げる民族には、呼吸が合つていたのであろう。

これを、書法史の面で見ると、中央から離れた傍系であつたことに気付く。北方の民族に受け入れられる要素として、この点は重視しなければならない。鍾繇が篆隸の名手曹喜を師としたと、伝えられてゐる。しかし、鍾繇は時の推移を感じていた。それゆえに、篆隸に拘泥することがなかつた。これは、彼鍾繇が書法の歴史の流れの、支流的感覚を持たないと出来ないことである。この支流的解釈が、実は、新しい世界を生みだすことになる。その要素が北方の異民族世界の中で、北朝の書法として確立することになる。

ところで、家学としての伝承は、当然、没個性的という徹底ぶりであつたことを知る。それは、崔宏の

父潛が、兄の崔渾のために文をつくり、それを書した。その書を二百年後に見た姚元標は、当世、書については広く名を知られた人ではあつたが、崔浩の書と見誤つてしまつた。³³⁾ 崔潛は崔浩の祖父である。家学の所以は、かくなることによる。

3 寺院

学校教育の他に、文字の識字と普及を促す機関は寺院である。その寺院について、『魏書』釈老志篇には、興光年間から太和元年について記録している。それによると、都の寺院は新旧合わせておおよそ百寺、僧侶は二千人になり、國中の諸寺は六千四百七十八、僧侶は七万七千一百五十八人になるという。³⁴⁾ 京城の寺院を百とすると、一寺院に僧侶は平均二十名ということになる。これを拡大して国内全体で見ると、やはり一寺院二十名の僧侶数となる。

これが時代が降つて、延昌中（五一二—五五二）に至ると、天下の州郡の寺院は総計して一万三千七百二十七箇所に増加している。³⁵⁾ 時代を更に降つて洛陽が都城になつてからの時世には、都城内とその郊外の寺院は五百を越えている。その寺院を建立する度に、民居が奪われて、都城の三分の一を占めんとする情勢であつた。³⁶⁾ そこで、僧侶が五十人に満たぬ寺は大寺に併合して、五十人の定員を維持することの勅令が出されている。また、孝文帝のもとで仏教奨励が行われたことから、寺院だけではなく、僧尼も急増して、悪行に走る者も現われ社会問題をおこしてしまうことから、還俗を呼びかけることは、度々であった。³⁷⁾

わが円仁の『入唐求法巡礼行記』によると、現在の山東省の赤山法院は、常住僧十四名、沙弥十名、尼三人、老婆二人と數えている。行唐（現河北省行唐県城閻鎮）城内の西禪院は禪僧二十余名という。いよいよ五台山に登つて、竹林寺の名院は四十名ほどであつたという。それに、長安の善住閣院は禪僧五十余人とある。³⁸⁾ こうしてみると、北魏の佛教隆盛期と多少の違いはあるにせよ、寺院の僧侶は略北魏期と同様で

あると思われる。

北魏の寺院が六千四百七十八寺、そこに修業し学ぶ僧尼七万七千二百五十八人は、学校に就学している数を遙かに越えている。こうして仏教に身をおいた者によつて、漢字を理解し、使用する数は大きいものになつた。

なお、文字を書くことを專業とした写経生については、時代が降るが、房山の雲居寺の遼代の記録を見ることができる。それによると、遼代太平七年（一一〇一）から石刻が再開され、金代に入つては天会十年（一一三二）から再び石経刻石が行われて、断続的に明昌二年（一一九一）まで続いた。その間の写経人五十名、刻経人一二九名の氏名を見ることができる。⁴²⁾

これを、金代天会十四年（一一三六）に「大教王經」を刻した時の人数をみると、石経寺には四百余人の僧侶がいたという。そのうち、写経沙門は一人なのに対して、鐫経沙門は十名、それに刻経沙門が三名、石匠五人の名がある。⁴³⁾しかし、北魏の時代は翻訳された仏典を写経をする作業があつたことを思うと、写経生は雲居寺よりは多かつたと思われる。

二 「魏」字の異体字

1 「魏」字について

「魏」字の本字は、「巍」である。それで、『説文解字』は「巍」の小篆をあげて、「高なり」と読んで、「魏」は採っていない。そして、『字統』は、「巍」字が正字であると。⁴⁴⁾『漢語大字典』は、「巍」にやはり小篆をあげ、「魏」字には「後人は省いて魏にする」として、秦簡の睡虎地簡をあげている。がしかし、

『中正形音義綜合大字典』は「魏」字にはやはり小篆をあげながら、「魏」字には古錫から金文としてあげている。⁴⁶ とはいいうものの、この古錫の金文というのも、鬼の下に山を持つてゐるし、それに、これが秦以前のものであるとは限らない。

そうしてみると、「魏」字は秦代には略体にして「魏」字が広く使用されていたことになる。

2 石刻の「魏」字

イ 墓誌銘

石碑の建碑は、前漢の時代から盛んに行われた。一方、墳墓に文字を刻し留める墓碑は、前漢も末期からである。その例として見ることができるのは、山東の曲阜から出土した上谷府卿墳壇刻石、祝其卿墳壇刻石ともに居撰二年(七二)三月、それに、やはり山東からもう一つ、青州出土の建武墓碑文字は建武二十五年(四十九)の銘をもつ。

時代が降るに従つて、墓碑の立碑が流行したので、後漢末の建安十年(一〇五)に、曹操は石室、石獸、碑銘などを禁じた。⁴⁷ また、西晋の武帝も咸寧四年(二七八)に、同じく財を費す石造の獸、碑、表を一切禁断した。⁴⁸ この禁令は南北朝時代には、南朝にもとり入れられた。それに対して、北朝は厳しくは禁じられなかつたことから、南朝に比べて、石造物が多い。

ところで、墓誌の起源となると、『金石萃編』は「『西京雜記』に称す。前漢の杜子春、終りに臨みて文を作り、石に刻して墓前に埋めしむと。『博物志』に戴す。西京の時、南宮の寢殿に醇儒王史威長の葬銘有り。此れ實に志銘の始めなりと。今皆伝らず」と。また、『金石例』では「然れども魏の侍中繆襲、父母を改葬し、墓下の埋文を制し、將に陵谷遷変を以てするも、後人の聞知する所有らんを欲す。但姓名、歴官、祖父、姻媾のみを記し、徳業有れば則ち銘文を為す」と言う。しかしながら今日、多くの出土墓誌

を見る現状では、やはり、『増補校碑隨筆』の言う「磚文類、墓誌は蓋し、東漢において始まるなり」という見方を採るべきであろう。

北魏では南朝ほど墓碑の建立に対し、厳しくはなかったにしても、やはり、比較的その行為を避けなければならなかつた。そこで、目にふれることのない地下に、亡き者の追憶を持つのであつた。このような気運は次第に普及して、墓誌銘が多くなつてゐる。

墓誌は初めの頃、晋の蔣之神柩（元康元年・二九二）のように、柩を用いているものや、周章墓記（太康十五年・二九四）のように記を使用している。姪辰墓銘（延興四年・四七四）のように銘とするものや、司馬金龍墓表（太和八年・四八四）の表とするものもある。そして、墓誌を用いて、徐義墓誌（元康七年・二九七）などがある。

初期においては、墓誌の構文が定まつていなかつたにしても、下級官吏でも撰文した。いわば、ここでは、文字を使用できる者であればよかつたのである。そして、文字を書ける者が、その撰文されたものを揮毫したのである。

北魏においては、次第に墓誌が盛行し、それに伴つて、墓誌の構成や組み立てが定型化していく。このような段階になると、素人の域ではなく、文章家が銘誌を撰し、揮毫者も専門家があたるようになつた。このような実情によつて確立した墓誌は、今日、書道史上に大きなジャンルとして、その地位を確保している。

書法の面を見ると、南朝では、東晋の顏謙婦劉氏墓誌（永和元年・三四五）や王興之夫婦墓誌（永和四年・三四八）、それに、劉剋墓誌（昇平元年・三五七）や王閔之墓誌（昇平二年・三五八）、王丹虎墓誌（昇平三年・三五九）などは、隸書の世界から脱皮して、楷書の域に達している。これに對して北朝では、北魏の魚玄明墓誌（皇興二年・四六八）、申洪之墓誌（延興二年・四七一）、それに、司馬金龍墓誌（太和八年・四八四）が

楷書になつてゐる。

墓誌が隸書から楷書に移行するのに、南北朝の時間差は優に一〇〇年である。北朝が崔・盧二家の書域にあつた時に、南朝では王羲之父子によつて、楷書の世界を早く迎えている。北朝は当然、南朝の影響をうけて楷書の世界に進展したことは、先にあげた墓誌が、それぞれ書風を同じくする点からも断言できる。

それに、北朝の膨大な数の墓誌が、楷書によつて展開した要素として、もう一つ考えられる。それは、写経の影響によつてゐる点である。写経僧は限られた時間に、多くの文字を書くために筆画を省略して、略字をよく用いる。この写経は、仏教を政治的に受容している北魏では、相当に普及して、日常茶飯事であつた。それゆえ、隸書の筆法や運筆よりは、速やかなる楷書が用いられたのであつた。こうして、写経が楷書社会を育成したのである。それは、北朝一帯で行われていた崔・盧両氏の書風から解放されて、新しい楷書の追求を許されたことを意味する。

元来、書法の伝統も根も張つていらない鮮卑族の社会であれば、変化が生じはじめると、その展開は速やかであつた。また、北方の風土にある人びとの精神の表出による、書風を生み出したのであつた。豪放雄強、方整厚重、筆意渾厚を備えた世に言う、所謂北魏体である。

『北京圖書館藏中國歴代石刻拓本匯編』から採取した魏字は、北朝において一二五三墓誌に使用されている。

図1(魏)。その中で、最も多く用いられていて、七十二を数える。これは、墓誌に用いている数字の二十九パーセントにあたる。この文字は、造像には四種しか使用せず、大きな差異をみる。旁は田からはじまるこの文字が初めて出てくるのは、太和二十年(四九六)の元楨墓誌である。それから三年後の太和二十三年(四九九)の元弼墓誌が、これに次いでいる。

図2（魏）。次いで、旁の鬼部分のムを△にした文字が、五十六墓誌に用いている。この文字は前者と、ほぼ同類と見ていい。すると、この二者で墓誌使用度の半数に達することになる。隸書でも、この二者の文字体が多いことから自然でもあろう。この文字が墓誌への初出は前者より早く、太和八年（四八四）の李端墓誌になる。なお、この墓誌は唐誌において、正始二年（五〇五）と年号を改刻されて、今日、そのまま用いられている場合もある。

図3（魏）。これも、同系統にある文字で、やはり旁の鬼のムが、右側の足に付いて巳となつた。墓誌では、十一の使用度である。この文字の使用の早いものは、太和元年（四七七）銘の靈山寺塔銘であり、墓誌としては、正始三年（五〇六）の寇臻墓誌になる。

図4（魏）。旁の鬼の上に山を頂いて、なお魏字の古い姿を留めている。墓誌では三十三の使用度で、図1、図2に続く多さである。この文字の早いものは、意外にも六世紀に入つて、神龜二年（五一九）の元遙妻梁氏墓誌が初出となる。

図5（魏）。旁に山を持ち、鬼のムが△となつたもので、十の墓誌に見える。前者と合わせると、四十三度、十七ペーセント余になる。この文字自身、造像記に六も使われて、その使用度が接近している。その点では、よく目に触れるものだけに、正字に近いこの文字を使用したとも言えよう。これの早いものは、皇興三年（四六九）の趙璿造像記であるが、墓誌としては、正始四年（五〇七）の元思墓誌になる。

□ 造像記

仏像に付刻されるのが、造像記である。仏像祈福が称される世相に、造像する由来、それに発願者の氏名、また仏像製作者及び年月なども銘記する。よつて、仏教の伝播とその信仰に伴つて、広く行われることになった。それが何時の頃からかは詳らかではないが、努めて早期のものをあげると、後燕元年（三八

図 1 元楨墓誌



図 2 李端墓誌



図 3 寇臻墓誌



図 4 元遙妻梁氏墓誌



図 5 元思墓誌



図 6 穆亮墓誌



六) の武容為亡兄造像記あたりになる。それを『語石』は「造像は元魏より先なるはなし」とい、一体に、このような見解は現在もある。⁵³⁾ 造像記が盛んに行われるようになるのは、北魏からと言つても過言ではなかろう。

北魏の仏教は、敦煌の流れをくむ。それだけに、雲岡石窟、龍門石窟を開鑿し、雲岡には八品、龍門には三六八〇品の造像題記が刻されている。⁵⁴⁾ 勿論、造像記はこの二つの石窟だけではなく、無数に造られた仏像の題記をいう。この題記を僧侶が作文し、刻することも多かつたが、龍門の古陽洞のような初期の造像記の場合は、専門家が撰文をして、やはり専門家によって書かれ刻されたこともあつた。

魏字の楷書、三十三字形が、七十三の造像に用いられている。そして、一番多く使われている文字は図2の十三であり、次いで図5の六である。

三番目は図6で、旁の鬼のムを、と略画が進んだもので、景明三年（五〇二）の穆亮墓誌がはじめてである。それから、約三十年後の建義元年（五二八）の元毓墓誌に使われている。造像記に使用されたのは、普泰二年（五三二）の范国仁等造像記を最初とする。他の四品の造像記は、東魏期のもので、時代が降るに従つて、鬼のムを、とすることで、通行することを物語るものである。それにしても、墓誌銘より造像記に多く用いられている珍しい文字である。これは、僧侶が書した造像記で、仏典の文字、写経的運筆によるものであろうと思う。

図1がついで四、また図4も四造像記に使われている。

造像記の場合は、石窟内のものであれば、その保存は、比較的容易であり、良好である。ところが、一体の石仏であつた場合には、後人がときには、日常生活の中で石材の一つとして用いることがある。ある時は石橋として、ある時は石の階段にと、目の当たりにして驚嘆した経験を持つ。そのように、一体の石仏は破壊を免れないところであり、あえて言うならば、破滅消滅する数は無限であつたと言えよう。

なれば、墓誌銘に對して造像記の数が少ないので、止むなきこととせねばならない。

ハ 字形の分類

〈A 本字、魏について〉

魏字を最も早く楷書で石刻されたのは、神瑞元年（四一四）の淨悟浮圖記の中の魏である。前述した通り、この字形が魏の起源からいう本字なのである。がしかし、北魏では他に、全く用いられていない。それに、北魏まで隸書にも見当たらない。

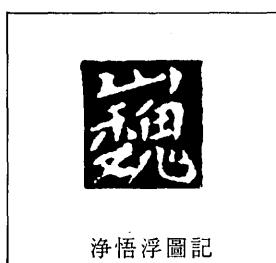
ただ、南朝の王羲之の法帖に、全く同形・同画の行書を見出だす。王羲之の書で真蹟は一点なりともないゆえに、この法帖が却つてどうにも当てにならない。速断を控えながらも、この淨悟浮圖記は後人の偽刻であることを、覚悟しておかなければならぬであろう。

〈B 使用頻度〉

『拓本匯編』の北魏と西魏の部分に魏字が墓誌銘、造像記、また石碑等に使用されたものが三三二九点あつた。そして、これらの拓本に、八十二種類の字形が見られる。この八十二種類の中での使用頻度は、次のようになる。

魏 79	魏 35	魏 18	魏 11	魏 8
魏 72	魏 35	魏 18	魏 11	魏 8
魏 5	魏 4	魏 4	魏 4	魏 4
魏 6	魏 5	魏 4	魏 4	魏 4

これを、無理なく同類としてみられるものを、それぞれまとめてみることにする。魏と魏と魏で、全体



の半数近くの一五五になる。魏と魏で五十三、魏と魏と魏で二十、魏と魏で十三となる。こうしてみると、四グループにまとまる。

〈C 字形の分類〉

八十一種類の字形を、その類似性によって、できうる限り、グループをつくることにする。

(一) 旁に山を備えるもの

魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏等十五字

このグループは、早い時期の五世紀のものが多く、六世紀でも初頭になる。

(二) 旁の鬼の一画目の角が有るもの

魏・魏・魏・魏・魏等六字

現在の書体になつてゐる鬼のノが有るのは、この時代には、絶対的に少なかつたことが判る。また、このグループは、偏に大きく異なるものがある。

(三) 旁の鬼の左払いの足に画数を加えたもの

魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏等八字

鬼の足の左払いに画数が加えられるのは、居延木簡にその例を見る。しかし、隸書には見られない。

(四) 旁の鬼の股に山などを備えるもの

魏・魏・魏・魏・魏・魏・魏等十字

山を履くこの字形は、楷書になる遙か彼方の秦簡や漢帛書などに見られる。また、隸書では、通行文字として行わっていた。

(五) 旁の鬼のムの部分が点でないもの

(六) 旁の鬼のムがノ、もしくは点のもの
鬼のムの部分は、△か、□か、△か、巳などになることがある。時に、偏に異体の大きなものが見られる。

魏·魏·魏·魏·魏等五字

魏と魏の一字以外は、魏字としてなかなか解読が困難である。

(七) 旁の鬼の足の部分が凡形であるもの

隸書の姿を残していく、そういう意味では、古形に属するといえる。

(八) 偏が禾、または旁が甚だしく変形のもの

魏 · 魏 · 魏 · 魏 · 魏 · 魏 · 魏 等七字

このグループは、四百年代末期のものと、五百年代半ばのものに別れる。

ところで、旁の鬼の角は隸書にはないが、漢代帛書や居延漢簡には角ほどではないが、中央にチヨンと突き出している。これは、書写体において欲したのである。

それでは、楷書を確立し、楷書時代をつくりだした、初唐の三大家の書を探しても、見当たらない。科挙のための工具書であった『千祿字書』では、鬼部のところは角がなく、姫とか愧を正字としている。念のため『唐代字様』に当たると、餽とあって、標準書体の制定にはいたっていない。宋の『廣韻』においては、魏である。清代の『康熙字典』が、ようやく、現代の「魏」字を提供してくれる。

おわりに

北魏が都を平城に定めて、国家建設の骨子にしたのは、一つは中国文化への同化であり、二つは仏教への帰依・信仰であった。そこには当然、漢族社会の漢字を学習する世界である学校と、また、修業の場である寺院が設定された。つまり学校教育は、中央の国学・太学と地方の郷学があつて、草原の民であつた鮮卑族を漢化することが任務であった。漢化とは、偏に、文字社会の一員になることであつた。地方での郷学の開學によつて、就学者が多数に及んで、識字者数の増大をみるに至つた。一方、寺院世界も民衆の中に入つて、いよいよ僧尼八万人にならんとする勢いであつた。担当するものが、絲竹や管弦という芸能であつたとしても、寺院に所属しているそれ自身が、文字社会に在る感覚をもつのは、学校においても同様である。多くの者が文字に近付き、そして、文字を亂してしまつた。

北魏の江式は「世易り風移り、文字改變し、篆形謬錯し、隸体真を失う。俗学鄙習、復た虚巧を加え、談弁の士、又た意を以て説き、時に炫惑し、以て釐改するに難し」と、同時代の風潮について感慨にふける。また、梁代に生まれて隋代を見た顏之堆は、「北朝は喪乱の余、書迹鄙陋、加ふるに專輒の造字を以てし、猥拙江南より甚だし。乃ち百念を以て憂と為し、言反を変と為し、不用を罷となし、追來を帰と為し、更生を蘇と為し、先人を老と為す。此の如きもの一に非ず、偏く經伝に満つ」と、北朝の書法の乱れ方は、南朝以上であると述べる。

いずれも、北朝を知る者の記述であるだけに、当時の実状を彷彿とさせる。その中で、北朝の変化、乱れが激しい理由については、西域・北方の民族を念頭におくべきであろうと、判断する。というのは、漢字を基にして、契丹文字、西夏文字、それに女真文字などをつくりだした遊牧民族である。彼等牧畜の民

は借り物の文字という、異文化には拘泥することなく、自在に工夫し、変化させる要素と能力を具備していると見る。

これに対しても、教授者側の漢族の士大夫の代表である崔浩は、道武帝・明元帝・太武帝にそれぞれ信任されて、絶対的な権力を持ちながら、敢えない最後をとげた。彼等漢族の士大夫は、この苛烈な事実に嘆息する。やはり、最後の段階では、支配者である鮮卑族の社会であることを確認させられるのであつた。そのような時、この大地の如く精神が乾いた。そして、漢文化への執着と誇りが薄らいでいくのであつた。自在にして、変化を厭わない遊牧民族の中にあって、自身も伝統を堅持する気持ちが流れ去っていくのであつた。

時に、隸書から楷書への過渡期にあって、思い思ふに書いている。その実態は、木簡によつて窺うことができる。そこで、墓誌銘や造像記は石刻でありながら、石碑と異なり私的なものである。このように考えると、その文字使用の精神を推察できる。墓誌銘は石刻しても、埋蔵して目にふれることはない。それだけ、楽な気持ちで書き手は筆を運んだのであらう。造像記の場合は、主体はあくまで仏像であるがゆえに、それほどの注目を受けない。その意味で、やはり造像記も、一部の専門家をおいては楽に書していた。

石刻の際、ほとんど冒頭に書く「魏」字は、文字を書ける多くの人びとが、思い思ふに、時に誤記をして、多くの異体字を生じさせたのであつた。

〔註〕

(1) 中華書局版『魏書』卷二、太祖紀第二、天興元年春正月の条、徒山東六州民吏及徒何、高麗雜夷三十六万、百工伎巧十万余口、以充京師。この注に、按通鑑卷一〇此條作「徒山東六州吏民、雜夷十余万口以實代」、以十

- 余万口為這次遷徙的總口數。若「署」字作「万」、則合計當云「四十余万口」、以司馬光所見魏書也作「三十六署」。「署」是百工伎巧所屬的機構。
- (2) 同前 卷八十四、列伝儒林第七十二、序文に、太祖初定中原、雖日不暇給、始建都邑、便以經術為先。立太學、置五經博士生員千有余人。『北史』の儒林伝も同文。
- (3) 同前、太祖紀第一、天興二年三月の条に、甲子、初令五經群書各置博士、增國子太學生員二千人。
- (4) 同前、卷三十三、列伝第二十一、張蒲伝に、天興中、以蒲清謹方正、遷東部大人。後拜太中大夫。そして、子昭、有志操。天興中、以功臣子為太學生。
- (5) 同前、同卷、同列伝、谷渾伝に、渾正直有操行、性不苟合、趣舍不与己同者、視之蔑如也。然愛重旧故、不以富貴驕人。時人以此称之。在官廉直、為世祖所器重、詔以渾子孫十五以上悉補中書學生。
- (6) 同前、卷八十四、列伝儒林序に、世祖始光三年春、別起太學於城東。
- (7) 同前、卷四下、世祖紀第四下、太平真君五年正月の条で、詔曰：「自頃以來、軍國多事、未宣文教、非所以整齊風俗、示軌則於天下也。今制自王公已下至於卿士、其子息皆詣太學。其百工伎巧、驥卒子息、當習其父兄所業、不聽私立學校。違者師身死、主人門誅。」『北史』卷八十一、列伝第六十九、儒林上序に、神龜中、將立國學、詔以三品以上、及五品清官之子、以充生選。未及簡置、仍復停寢。これを、楊吉仁『北魏漢化教育制度之研究』台北、正中書局、一九七〇年、八〇頁では、由此可見、太學與國學之入学權利、在北魏朝、已全為貴族子弟所有矣！と評している。
- (8) 同前、卷四上、世祖紀第四上、神䴥四年九月、壬申、詔曰：「訪諸有司、咸稱范陽盧玄、博陵崔綽、趙郡李靈、河間邢穎、勃海高允、廣平游雅、太原張偉等。なお、卷四十八、高允傳には、高允が後年「徵士頌」でこの時の士大夫達を三十四名あげている。」
- (9) 同前、同前本紀、太延五年十月の条に、冬十月辛酉、車駕東還、徙涼州民三万余家于京師。
- (10) 主に、私學を振興させた。それぞれの任にはあつたが、『魏書』儒林伝に常爽の名があるだけで、『北史』儒林伝には、これらの名はない。

- (11) (7)に同じ。楊承彬『秦漢魏晉南北朝教育制度』、台灣商務印書館、一九七八年、二三三九頁、『魏晉』卷四下本紀、世祖太平真君五年詔曰：「……此制頗類今日所謂之“強迫教育”、惟以禁立私學、杜絕平民讀書之路、是他那“雄斷”氣魄當中的狹隘之處！」といふ。
- (12) 『洛陽伽藍記』卷三、城南、報德寺、開陽門御道東有漢國子學堂。堂前有“三種字石經”二十五碑、表裏刻之、寫『春秋』、『尚書』二部、作篆、科斗・隸三種字、漢右中郎將蔡邕筆之遺跡也。猶有十八碑、余皆殘毀。復有石碑四十八枚、亦表裏隸書、寫『周易』、『尚書』、『公羊』、『札記』四部。
- (13) 『北史』卷四十二、列傳第三十、劉芳伝に、昔漢世造三字石經於太學、學者文字不正、多往質焉。芳音義明弁、疑者皆往詢訪、故時人号為劉石經。
- (14) 西川寧「六朝の書道」『東亞研究講座』第四二号、東亞研究会、一九三一年（『西川寧著作集』第三卷、一二玄社、一九九一年、所収、三三九一三六四頁）。西川はまた、泰始五年（二六九）の『詣鄧善王』四文字の存在を紹介、『書道講座』楷書篇、一二玄社、一九七一年。その後「『詣鄧善王』の墨書——現存最古の楷書——」として詳解、「書品」第二六一号、東洋書道協会、一九八一年、二一九頁。
- (15) 安徽省文物考古研究所・馬鞍山市文化局「安徽馬鞍山吳朱然墓發掘簡報」『文物』第三期（總三五八期）一九八六年、一一十五頁。
- (16) 孫過庭『書譜』に、且元常專工於隸書、伯英尤精於草體。
- (17) 『魏晉』卷三十五、列傳二十三、崔浩伝に、浩又上五寅元曆、表曰：太宗即位元年、敕臣解急就章、孝經、論語、詩、尚書、春秋、札記、周易。三年成訖。また、別条に、浩既工書、人多託写急就章。從少至老、初不憚勞、所書蓋以百數、必称「馮代強」、以示不敢犯國、其謹也如此。浩書体勢及其先人、而妙巧不如也。世宝其迹、多裁割綴連以為模楷。
- (18) 同前、同列伝に、真君十一年六月誅浩、清河崔氏無遠近、范陽盧氏、太原郭氏、河東柳氏、皆浩之姻親、尽夷其族。初、都標等立石銘刊國記、浩尽述國事、備而不典。而石銘顯在衢路、往来行者咸以為言、事遂聞矣。有司按驗浩、取秘書郎吏及長曆生数百人意狀。浩伏受賊、其秘書郎吏已下尽死。これを、『資治通鑑』卷一二五、宋紀

七、太祖文皇帝元嘉二十七年の条では、帝命允為詔、誅浩及僚屬宗欽、段承根等、下至僮吏、凡百二十八人、皆夷五族：允持疑不為。

(19) 崔浩の著書に關しては、『隋書』卷三十二、志第二十七、經籍一に、急就章二卷、崔浩撰、とあるのみ。これも、宋の時に亡んだとするのは、林明波『唐以前小学書之分類与考証』台北、東吳大学中国学術著作獎助委員会、一九七五年、三七四—三七五頁。

(20) 『魏書』卷四十六、列伝第三十四、李訢伝。

(21) 同前、卷四十八、列伝第三十六、高允伝。

(22) 楊承彬、前揭書、一二四五頁。

(23) 『魏書』卷六、顯祖紀第六、皇興三年五月の条。

(24) 同前、卷六、顯祖紀第六、和平六年九月の条に、今制・刺吏守宰到官之日、仰自拳民望忠信、以為選官、不聽前政共相干冒。若簡任失所、以罔上論。

(25) 同前、卷八十四、列伝第七十二儒林、梁祚・劉獻之・張吾真・劉蘭の各伝。

(26) 同前、同列伝の張偉伝。また、卷四十八、列伝第三十六、高允伝。

(27) 同前、同儒林、常爽伝。

(28) 顏之推『顏氏家訓』卷第七、雜芸第十九に、廝猥之人、以能書拔擢者多矣。故道不同不相為謀也。これを王利器撰『顏氏家訓集解』中華書局、一九九三年、注に、器案：北齊書張景仁伝・張景仁者、濟北人也。幼孤、家貧、

以學書為業。遂工草隸、選補內書生、與魏郡姚元標、潁川韓毅、同郡袁賈奴、榮陽李超等齊名。世宗並以為賓客。自倉頡以來、以八体取進、一人而已。之推所謂「廝猥之人、以能書拔擢者」、蓋即指張景仁之流也。

(29) 『北齊書』卷四十四、列伝第三十六儒林、張景仁伝、また、『北史』卷八十一、列伝第六十九儒林上、張景仁伝に、自倉頡以來、八体取進、一人而已。

(30) 顏之推、同前書、卷第一、治家第五に、鄰下風俗、專以婦持門戶、爭訟曲直、造請逢迎、車乘填街衢、綺羅盈府寺、代子求官、為夫訴屈。此乃恒、代之遺風乎。

- (31) 同前、卷第四、涉務第十一に、江南朝士、因晉中興、南渡江、卒為羈旅、至今八九世、未有力田、悉資俸祿而食耳。仮令有者、皆信僕僕為之、未嘗目觀起一墳土、耘一株苗、不知幾月當收、安識世間余務乎。故治官則不了、當家則不辨、皆優閑之過也。
- (32) 同前、卷第七、終制第二十に、兼以北方政教嚴切、全無隱退者故也。
- (33) 〔魏書〕卷五十二、列伝第四十、劉畊傳に、畊後隱居酒泉、不應州郡之命、弟子受業者五百余人。
- (34) 同前、卷二十四、列伝第十二、崔玄伯傳に、尤善草隸行押之書、為世摹楷。又玄伯之行押、特尽精巧、而不見遺迹。また、崔浩については、⁽¹⁴⁾に同じ。
- (35) 同前、卷四十七、列伝第三十五、盧玄伝、淵の条に、淵習家法、代京宮殿多淵所題。
- (36) 同前、卷二十四、列伝第十二、崔玄伯傳に、始玄伯父潛為兄渾誅手筆草本、延昌初、著作佐郎王遵業買書於市而遇得之。計誅至今、將二百載、寶其書迹、深藏秘之。武定中、遵業子松年以遺黃門郎崔季舒、人多摹搨之。左光祿大夫姚元標以工書知名於時、見潛書、謂為過於己也。
- (37) 同前、卷一一四、糺老志第二十に、自興光至此、京城內寺新旧且百所、僧尼二千余人、四方諸寺六千四百七十八、僧尼七万七千二百五十八人。
- (38) 同前、同志に、至延昌中、天下州郡僧尼寺、積有一万三千七百二十七所、徒侶逾衆。
- (39) 同前、同志に、自遷都已來、年踰二紀、寺奪民居、三分且一。
- (40) 同前、同志に、(興光)十年冬、有司又奏：前被敕以勒籍之初、愚民僥倖、假稱人道、以避輸課、其無籍僧尼罷遣還俗。重被旨、所檢僧尼、寺主、維那當寺隱審。其有道行精勤者、聽仍在道；為行凡粗者、有籍無籍、悉罷歸齊民。今依旨簡遣、其諸州還俗者、僧尼合一千三百二十七人。奏可。
- (41) 足立喜六訳注、塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』1・2 東洋文庫、平凡社、一九七〇年、一九八五年、各寺院の項。
- (42) 黃炳章「房山石經遼金兩代刻經概述」『房山石經之研究』中国仏教協会出版、一九八七年、一二三一一二五頁。
- (43) 黃炳章、前掲論文、一二五一六頁。

- (44) 白川静『字統』平凡社、一九八四年、「正字は魏に作り、鬼声。〔說文〕には魏字を收めず、漢碑にも魏国の魏をみな魏に作り、魏がその初文」という。
- (45) 漢語大字典編輯委員会『漢語大字典』四川辞書出版社・湖北辞書出版社、一九八六年、「魏、高也、从鬼、委声」と。魏については、「段玉裁注・後人省山作魏、分別其義与音」と。
- (46) 高樹藩『正中形音義綜合大字典』台北、正中書局、一九八〇年。
- (47) 『三国史』卷一、魏書一、武帝紀第一、建安十年春正月の条に、下令曰：其与袁氏同惡者、与之更始。令民不得復私讎、禁厚葬、皆一之于法。また、『宋書』卷十五、志第五に、漢以後、天下送死奢靡、多作石室石獸碑銘等物。建安十年、魏武帝以天下雕弊、下令不得厚葬、又禁立碑。
- (48) 『宋書』同前志に、晋武帝咸寧四年、又詔曰：此石獸碑表、既私褒美、興長虛偽、傷財害人、莫大於此。一禁斷之。其犯者雖會赦令、皆當毀壞。
- (49) 王昶『金石萃編』卷二十七、司馬元興墓誌銘の項で、西京雜記称。前漢杜子春、臨終作文、刻石埋於墓前。博物志載。西京時、南宮寢殿有醇儒王史威長葬銘。此實志銘之始。今皆不伝。
- (50) 潘昂霄『金石例』卷之一、墓誌之始の注で、然魏侍中繆襲、改葬父母、制墓下埋文、將以陵谷遷变、欲後人有所聞知。但記姓名歷官祖父姻媾而已、有德業則為銘文。
- (51) 方若原著、王壯弘増補『增補校碑隨筆』上海書画出版社、一九八一年、三十一頁、建武墓碑文字の項で、碑文類墓誌、墓誌蓋始於東漢也。
- (52) 葉昌熾『語石』卷第五、造象十則で、造象莫先於元魏。
- (53) 『中国大百科全書』美術I、中国大百科全書出版社、一九九〇年、六十一頁、北朝造像碑の項で、現存実物以北魏の最早、而以東魏和北齊之際与西魏和北周之際の數量最多、説明造像碑最盛期在北朝晚期。
- (54) 雲岡石窟に関しては、山西省文物工作委員会・山西雲岡石窟文物保管所編『雲岡石窟』文物出版社、一九七七年、「洞窟説明」の部分。それに、宿白「平城实力の集聚和雲岡模式的形成与發展」『雲岡石窟』文物出版社、一九九一年、一九四一—一九七頁。龍門石窟に関しては、「河南省石窟寺、石刻造像」『中国文物地図集』河南分冊、

中国地図出版社、一九九一年、五十二頁。

(55) 江式『論書表』に、世易風移、文字改变、篆形謬錯、隸体失真、俗学鄙習、復加虛巧、談弁之士、又以意說、炫惑於時、難以釐改。

(56) 頗之堆、同前、卷第七、雜芸第十九に、北朝喪乱之余、書迹鄙陋、加以專輒造字、猥拙甚於江南。乃以百念為憂、言反為變、不用為罷、追來為歸、更生為蘇、先人為老、如此非一、徧滿經伝。